

償却資産申告にあたって

申告期限	令和8年1月31日（土）
お願い	<ul style="list-style-type: none">※ 混雑緩和のため、早期の提出に御協力をお願いします。※ 郵送での受付も行っています。 申告書の控えが必要な場合は、切手を付した返信用封筒を同封してください。なお、<u>切手の添付がない場合は、返送することができません。</u>※ 期限後に申告すると、納税通知書や証明書の発行に支障の生じる場合があります。※ 流山市では、地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用した電子申告も可能です。
問合せ先 提出先	〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所 財政部 資産税課 償却資産係 電話 04-7150-6074（課直通）

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で流山市内に償却資産を所有している方は、1月31日までに申告する必要があります。

なお、前年度と申告内容に変更がない場合も、申告が必要です。また、該当する資産がない場合も、未申告や不申告と区別するため、申告をお願いします。

2. 税額・免税点について

- (1) 税額 課税標準額×1.4%
- (2) 免税点 償却資産の課税標準となるべき額（全償却資産の課税標準額の合計）が150万円未満の場合は課税されません。（ただし、申告は必要です。）

3. 申告していただく資産

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産のうち、税務計算上減価償却が認められる資産については申告が必要です。概ね以下の資産が該当します。

- (1) 事業の用に供することができる状態にある遊休、又は未稼動の資産
- (2) 償却済資産（耐用年数が経過して減価償却が終わった資産、最低限度額は取得価額の5%）
- (3) 簿外資産（決算期以後の取得等、実在するが固定資産台帳等の帳簿に記載されず、減価償却資産として経理されていない資産）
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産
- (5) 他人に賃貸（リース）している資産
- (6) 建物の賃借人（テナント）等が施工した建物附属設備
- (7) 耐用年数が1年以上及び取得価額が10万円以上の資産（次ページ表1参照）
ただし、取得価額が10万円未満であっても、減価償却資産として経理している資産は申告対象となります。

少額償却資産の取り扱い

国税においては、租税特別措置法に基づき、中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者等が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。ただし、固定資産税については、課税対象となりますので、申告が必要です。

表1

	取得価額	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
個人 平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要な経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人 平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		減価償却	申告対象

4. 非課税資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条において、固定資産税が課されない償却資産の範囲が規定されています。該当資産を所有されている方は、償却資産申告書に非課税申告書及び必要書類（関係署庁で発行する証明書等の写し等）を添付してください。（既に非課税となっている資産については添付が不要ですが、新たに取得した資産については添付が必要です。）

なお、種類別明細書中の該当資産の摘要欄に「非課税」と記入してください。

5. 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び第63条において課税標準の特例が規定されています。該当資産を所有されている方は、償却資産申告書に必要書類（関係署庁で発行する証明書等の写し等）を添付してください。（既に特例が適用されている資産については添付が不要ですが、新たに取得した資産については添付が必要です。）

なお、種類別明細書中の該当資産の摘要欄に該当する特例の名称及び根拠法を記入してください。

6. 申告方法について

電子計算機（パソコン）等を使って申告される場合

電子計算機等により申告書（全資産申告）を作成する場合には、資産の増減だけでなく、1月1日現在の取得価額及び評価額についても記入してください。

(1) 初めて申告される方 ※記入例1及び2を参照

償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入し、提出（受付の控えが必要な場合は控えを含む）してください。

また、該当資産がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の備考欄の「3. 該当資産なし」を○で囲み、提出してください。

(2) 事業をやめた場合

廃業・解散・移転等の場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の備考欄（異動事項）にその旨を記入して提出してください。

(3) リース等の借用資産がある場合

貸主の住所・名称・連絡先等を記入してください。

(4) 前年度に申告された方

①資産の増減がない場合 ※記入例1を参照

償却資産申告書の備考欄の「2. 資産の増減なし」を○で囲み、提出してください。

②資産が増加した場合 ※記入例1及び2を参照

償却資産申告書の備考欄の「1. 資産の増減あり」を○で囲み、種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を記入し、当該資産の種類ごとに合計して、償却資産申告書の取得価額欄「前年中に取得したもの」にそれぞれ転記してください。

③資産が減少した場合 ※記入例1及び3を参照

償却資産申告書の備考欄の「1. 資産の増減あり」を○で囲み、種類別明細書（減少資産用）に減少した資産を記入し、当該資産の種類ごとに合計して、償却資産申告書の取得価額欄「前年中に減少したもの」にそれぞれ転記してください。

7. e L T A Xの申告方法について

地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用し、自宅や事務所からインターネットを経由して申告データを提出することが可能です。利用届出を行い、利用者IDを取得することで利用できます。

詳しい内容や操作方法等については、e L T A Xヘルプデスクにお尋ねください。

ホームページURL <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話 0570-081459

受付電話 午前9時～午後5時（土日祝日及び年末年始を除く）

8. よくあるお問合せ

Q. 書類を紛失した、種類別明細書の枚数が足りない。

A. 資産税課の窓口にてお渡しできます。また、お電話をいただければ郵送いたします。その場合、発送まで数日かかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。その他、市ホームページにも様式ファイルを掲載しておりますので、こちらをダウンロードして御利用ください。

Q. 耐用年数が分からぬ。

A. 法人税や所得税の申告と同様の耐用年数を用います。詳しくは、税務署又は『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』で御確認ください。

Q. 資産を所有している者が亡くなった。

A. ①後継者がおらず廃業した場合：償却資産申告書の備考欄に死亡日又は廃業日とあわせて「所有者死亡のため廃業」と記入してください。
②後継者が事業を継承した場合：①の申告にあわせて、新たな所有者名義で申告してください。資産をそのまま継承したのであれば、亡くなった方の分が増加資産となります。

(参考) 業種別の主な償却資産の内容

事務所	内装（テナントが施工したもの）、応接セット、キャビネット、ロッカー、テレビ、パソコン、計算機、看板、事務機器等
小売・飲食店	内装（テナントが施工したもの）、カウンター、室内装飾品、レジスター、テレビ、カラオケ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等の厨房機器、製麺機、看板、ネオンサイン、自動販売機等
理容・美容業	内装（テナントが施工したもの）、理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、洗面設備、エアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン等
医療・薬局業	薬品戸棚、ショーケース、ベッド、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、エアコン、冷蔵庫、レジスター等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、洗車機、充電器、テレビ、レジスター、看板、独立キャノピー、構内舗装、照明設備等

(参考) 償却資産の種類と具体例

第1種	構築物	店舗内装、電気設備、室内装飾、駐車場設備（路面舗装）、広告設備（看板）、煙突、橋、門、塀等
第2種	機械及び装置	厨房機器、機械式駐車設備、クリーニング設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、パン・菓子製造設備
第3種	船舶	ボート、釣船、貨物船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	自転車、構内用運搬車（フォークリフト等） ※ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは除く
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、キャビネット、応接セット、ロッカー、複写機、レジスター、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、冷暖房機器、電話機、ファックス、パソコン等